

「令和7年度版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んで、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
359	第6編第1章6●金銭債権の強制執行 17行目、から18行目	4分の3を <u>超えない部分</u> 、・・・33万円を <u>超えない部分</u> 、(同法	4分の3を <u>超える部分</u> 、・・・33万円を <u>超える部分</u> 、(同法
378	第6編第4章 I 保証の意義と構造 14行目	<u>債務者以外</u> の第三者	<u>債権者以外</u> の第三者
430	第7編第1章2●設備の定期報告等 2行目から3行目	原則として、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(テーブルタイプは除く)、遊戯施設等が対象とされる。 <u>検査周期はおおむね6月から1年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで)の間隔において特定行政庁が定めている。</u>	<u>機械式駐車場設備および遊戯施設のすべてが対象とされ、検査周期は1年である。</u>
542	第7編第3章1●水道の種類 一覧表内の「専用水道」欄の検査項目(左側)	地方公共団体の機関または国土交通大臣および <u>環境大臣</u> の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	地方公共団体の機関または国土交通大臣および <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者の検査を受けなければならない。
542	第7編第3章1●水道の種類 一覧表内の「簡易専用水道」欄の検査項目(右側)	地方公共団体の機関または国土交通大臣および <u>環境大臣</u> の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	地方公共団体の機関または国土交通大臣および <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者の検査を受けなければならない。
778	第8編第4章VI建設業法29行目	<u>8,000万円以上</u> 、それ以外では <u>5,000万円以上</u>	<u>7,000万円以上</u> 、それ以外では <u>4,500万円以上</u>

2025.10.02現在